

指定管理者選定基準表

選定基準	審査項目		配点
1 当該指定施設の運営に関し利用者の平等な利用が確保され、及び当該指定施設の効用が十分に発揮されるものであること。（君津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第1項第1号）	(1) 施設の設置の目的が達成されること。	ア 管理運営方針及び管理運営に関する具体的な取組から設置の目的の達成が可能であるか イ 団体の理念から設置の目的の達成が可能であるか ウ 施設の運営から設置目的の達成が可能であるか	15
	(2) 利用者の平等な利用が確保されること。	ア 管理運営方針及び管理運営に関する具体的な取組から利用者の平等利用が可能であるか イ 利用者の要望の把握及びその実現の方策並びに利用者とのトラブルの防止策とその対処方法は適切であるか ウ 団体の理念から利用者の平等な利用が可能であるか	15
	(3) 住民サービスの向上が図られること。	ア 管理運営方針及び管理運営に関する具体的な取組から住民サービスの向上が可能であるか イ 年間の事業計画が住民サービスを向上させるものであるか ウ サービス向上のための方策から住民サービスの向上が可能であるか エ 利用者の要望の把握及びその実現の方策並びに利用者とのトラブルの防止策とその対処方法は適切であるか オ 団体の理念から住民サービスの向上が可能であるか	25
	(4) 施設の効用が十分に発揮されること。	ア 管理運営方針及び管理運営に関する具体的な取組から施設の効用の発揮が可能であるか イ 年間の事業計画が施設の効用を発揮させるものであるか ウ サービス向上のための方策から施設の効用の発揮が可能であるか エ 団体の理念から施設の効用の発揮が可能であるか	20
	(5) 施設を安全に管理するための措置が図られること。	ア 人員の配置等は施設の管理を行う上で適切か イ 従事者等人員の研修計画は適切か ウ 改ざん、漏えい等の防止等の措置がとられるか エ 従事者等への指導等の措置がとられるか オ 緊急時における組織等の体制は適切か カ 緊急時における対応は適切か	30
	(6) その他	ア 地域との連携、認証の取得等施設の管理に資するものがあるか イ 公の施設の管理業務の実績があるか	10

2 当該指定施設の管理を安定的に行う人員、資産その他の経営の能力を有していること。 (君津市指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第1項第2号)	(1) 収支計画の内容の適格性及び実現の可能性	ア 事業計画書の内容と整合性が図られた収支計画書であるか イ 積算根拠が明確に示されているか ウ 収支計画の実現が可能であるか	15
	(2) 施設の管理を安定的に行う経営の能力	ア 人件費の積算における人員の体制は適切か イ 経営状況が良好であるか	10
	(3) 施設の管理に係る経費の節減等が図られること。	ア 経費の節減が図られているか イ 効率的な管理のための創意工夫があるか	30
合 計			170

※ 配点欄の数字は、委員1人当たりの配点とする。